

三菱UFJ年金ニュース

平成20年3月6日 No.93

発行元：三菱UFJ信託銀行 受託財産企画部 年金業務室 年金企画グループ

| | | | | | |
|----|-------------|-------------|------|------|-----|
| 制度 | 確定給付 | 厚生基金 | 適格年金 | 退職金 | その他 |
| 内容 | 法令通知 | 財政運営 | 資産運用 | 会計基準 | その他 |

厚労省通知「社会保険庁の保有する住所情報等の厚生年金基金への提供に係る取扱いについて」等の発出について

～主に厚生年金基金のお客様向けのご案内です。

➤ 3月4日に以下の通知、事務連絡が発出されておりますのでお知らせいたします。

1. 通知

「社会保険庁の保有する住所情報等の厚生年金基金への提供に係る取扱いについて」(平成20年3月4日年企発0304001号)

2. 事務連絡

「社会保険庁の保有する住所情報等の厚生年金基金への提供に係る手続きについて」(平成20年3月4日)

➤ 上記通知では、「加入員等に対する記録等の提供(いわゆる“ねんきん定期便”的な通知)」、「裁定請求勧奨」のために必要な住所不明者の住所情報等を、厚生年金基金に対し、社会保険庁が提供することが示されています。

加入中の住所管理について、省令にて義務化しないとの方針から、情報提供の対象から加入員が除かれています。

➤ 上記事務連絡では、住所情報等の提供、および記録突合に係る被保険者記録等の基金への提供について、社会保険庁長官の承認を受けたうえで、覚書等の締結が必要とされており、当該覚書等()を 3月13日(木)までに厚生労働省宛に送付することが求められています。

()覚書等

- ・ 社会保険庁への当該情報提供依頼文書
- ・ 提供情報の管理に関する取り決め
- ・ 提供情報の取り扱いに関する覚書

以上

1.の「通知」の要旨

- ◇ 標準的な事務処理方法として、以下の3点を示しています。いずれも照会后、社会保険業務センターから連合会経由で住所情報等の提供を受けた者につき、本人に対し裁定請求の勧奨等を実施することが求められています。

平成20年9月まで

受給者の住所情報(平成20年4月～9月実施)

- ✓ 9月までに、FD等により、60歳以上の住所不明者の所定の情報を連合会を経由して照会します。

平成20年10月から

加入員であった者及び受給者の住所情報(平成20年10月実施)

- ✓ 年2回(4月及び10月)、FD等により、住所不明者の所定の情報を連合会を経由して照会します。

新規裁定者情報(平成20年10月実施)

- ✓ 随時、FD等により、住所不明者の所定の情報を連合会に登録することにより、当該不明者の裁定情報が提供されます。

FD等(帳票)による照会の様式(フォーマット)等の事務処理の詳細につきましては、3月下旬に企業年金連合会から各基金に案内される予定です。

- ◇ 各基金に対して、上記の事務処理状況につき、各年度毎に「平成年度情報提供に係る処理状況報告書」を作成し、年度終了後4ヶ月以内に提出するよう求めています。

2.の「事務連絡」の要旨

- ◇ 社会保険庁の住所情報、新規裁定者情報および記録突合用の被保険者記録等の基金への提供について、社会保険庁長官から承認を受けたうえで、以下の覚書等を締結する必要があることが示されています。
 - 社会保険庁への当該情報提供依頼文書
 - 提供情報の管理に関する取り決め
 - 提供情報の取り扱いに関する覚書

以上